

目次

1. 粉飾決算の定義	P 1
2. 逆粉飾の論理	P 3
3. 粉飾の社会的許容度	P 5
4. 粉飾決算の動機	P 7
5. 粉飾の利害得失	P 8
6. 金融・IT型粉飾	P 11

1. 粉飾決算の定義

犯罪捜査の主力が経済犯罪に向けられるようになったここ数年、俄然、粉飾決算での摘発事件が増加している。我が国での刑罰法上、粉飾決算という犯罪はないので、上場会社の粉飾決算は有価証券報告書虚偽記載罪（注1）として起訴・立件される事になる。非上場会社については金融商品取引法（旧証券取引法）が適用にならないので、粉飾決算の犯行形態に応じて、不実文書行使罪（注2）あるいは詐欺罪（注3）が適用される。すなわち、現行司法上、粉飾決算とは何等の定義もされていない俗語に過ぎないのである。粉飾決算はその定義が未消化のまま、司法により一方的に糾弾されつつある。

もとより、財務諸表には一定量の不正・誤謬が不可避である。年間数百万件を上回る量の取引を集計して作成される財務諸表において、その個々の資産・負債項目や費用・収益項目が、ビタ1円単位まで間違いがないなどということはありません。財務諸表に数学的正確性は期待できないのであり、もとより誰もそのようなことなど期待していない。また、投資の減損判断のための資産評価や、不良債権の回収可能性をめぐる引当計上等には、経営者による主観的判断が色濃く反映されている。同一企業・同一年度であっても、経営者によって作成される財務諸表の内容は異なるのであり、経営者が違えば計上される利益額さえ異なる。完全なる財務諸表などというものは理論上存在せず、どのような財務諸表も常に一定の欠陥とそれに対応した改善点がある。すなわち、全ての財務諸表に対してより良い財務諸表が存在するのであり、したがって、財務諸表は相当部分においてアートであることを誰もが知っている。

しかし、財務諸表に数学的正確性が期しがたく、適正な財務諸表が相当程度において幅のあるものであるという事実を前にしても、なお粉飾決算は客観的事実として存在する。歴史上摘発された粉飾決算事件の多くは、巨額の赤字と劣悪な財務状況を隠蔽し、それをあ

たかも優良黒字会社であるとして意図的な虚偽の決算を組んだものである。そして、その虚偽の財務諸表を信頼して証券市場で膨大な株式取引が行なわれ、そこでの市場価格に基づいて資金調達が行なわれている以上、その反社会性はいかなる抗弁をもってしても容認されない。財務諸表のアートの側面を十分に斟酌しながら、そうであっても、なお粉飾決算は厳然として存在するのである。

そこで、それではいったい何が粉飾決算かということになるのであるが、その定説的な定義は存在しない。利益あるいは収益力の過大表示を粉飾決算とする説が有力ではあるが、会計上の誤謬が結果として利益の過大表示となる事例も多く存在するのであり、それらは不正経理として処理される事はあっても、これを粉飾決算とは言わない。経営者の意図を伴う利益操作を粉飾とする説も有力であるが、公開会社の経営者で、決算書上の利益を（許される限り）多く表示したいという潜在的願望のない人など存在しない。事実として会計は、会計処理の複数選択や幅を許容しているのであり、経営者が「許される限り」と考える限度は、会計上相当程度において認められているのである。粉飾決算の定義はまことに不確かなのであり、その混迷の中で、司法が粉飾決算にコブシを振り上げているものだから、なおさら事態は収拾がつかない。

この混乱は、近時の粉飾決算事件における量刑判断に端的に現れている。ライブドア粉飾決算事件（注4）において、総額53億円の粉飾の意図を一貫して否認している堀江貴文元社長は、2007年3月に、懲役2年6ヶ月の一審実刑判決を受けた。同社の会計監査を行っていた公認会計士は、在宅起訴で逮捕もされずに、いきなり懲役10ヶ月の一審実刑判決である。一方、日興コーディアルの314億円にも上る粉飾決算（注5）は、その質・量共に、ライブドアを遥かに凌駕する悪質さにもかかわらず、課徴金5億円の処分ですんでいる。ライブドアに比較して、遥かに巨額悪質な粉飾決算事件が、金で始末がついているのである。この量刑の不公平はどうしたことか。レ・ミゼラブルの主人公ジャン・バルジャンは、パン1個の窃盗により懲役5年の実刑を言渡された。量刑の不公正が国民国家の根幹を腐食する歴史が、ビクトル・ユゴーのこの長編著作の根底にある。

会計界も良くない。今まで会計学会並びに公認会計士業界は、粉飾決算の理論面並びに実証面での研究をまともに行なってこなかった。たまにこの研究を行なう人がいても、これを異端扱いして小馬鹿にしてきたではないか。会計界の怠慢を司法が直撃しているのである。会計界は粉飾決算の理論・実証面における研究に早急に取り掛かる必要がある。会計を知らない司法が、粉飾決算の摘発に乗り出してきている以上、会計は、粉飾決算の定義を確立し、司法との決着をつけざるを得ない。そしてその決着は、国民のかけがえのない財産である企業会計原則を通じて、公開の議論により行なわれるべきであろう。

粉飾決算の定説的定義が確立していないことを指摘したが、それでは話が進まないで、とりあえず一般に用いられている粉飾決算の定義を示す。税務経理協会の編纂による現代会計用語辞典によれば、

「粉飾決算とは、会計的技法を用いて虚偽の財務諸表を作成することにより、企業の経営成績及び財政成績を実際よりも良好にまたは悪く表示することである。」

とされている。他の文献においても、粉飾決算はほぼこれと同様の定義がなされている。ここで、経営成績や財政成績を良好に示す場合を狭義の粉飾決算といい、悪く示す場合を逆粉飾という場合もある。

粉飾決算が、会計的手法により企業の経営成績及び財政成績をゆがめて表示するものである事は異論がない。問題は、「会計的手法による企業の経営成績及び財政成績の歪み」（本稿ではこれを不正経理と定義する）は粉飾決算以外にも日常的に存在するという厄介な財務諸表の特性にあるのであり、そこでこの定義は、このような歪みが「虚偽の」財務諸表の作成により達成されたとき、これを粉飾決算というように定義している。よくよくこの定義を見てみると分かるように、これは定義になっていない。なぜなら粉飾決算において問題とされるのはその虚偽性にこそあるのであり、粉飾決算の定義において何が虚偽かをこそ定義しなければならないところ、この定義では、

「虚偽の財務諸表が虚偽だ」

と言っているに過ぎない。これでは粉飾決算とは粉飾の財務諸表だと言っているのと変わらないのであるから、要するに、粉飾決算の定義は会計理論上完結していないのである。

2. 逆粉飾の論理

さて、会計用語辞典の定義にも明らかなように、粉飾決算には本来、企業の経営成績及び財政成績を実際よりも良好に表示する「狭義の粉飾」と、企業の経営成績及び財政成績を実際よりも悪く表示する「逆粉飾」がある。粉飾決算に比較して逆粉飾の事案が報道される事はめったにないが、実は逆粉飾は、実務において少なからず普遍的に行なわれている。会社再建の成功例あるいは目標として、業績のV字回復という言葉が使われることがあるが、この場合のV字回復なるものの実体は逆粉飾であることが多い。

日産自動車は1990年代に極度の経営不振に陥り、1999年3月にルノーとの資本提携に踏み切った。この資本提携に際してルノーから送り込まれたカルロス・ゴーンは、2000年に社長兼COOになるや否や、「日産リバイバルプラン」と称する経営再建策を纏め上げ、

- (1) 車台・エンジン・部品の共通化
- (2) 生産拠点の閉鎖や子会社の統廃合

- (3) 余剰資産の売却
- (4) グループ全従業員の14%に当たる2万1千人のリストラ
- (5) 車のデザインやブランドイメージの刷新

といった改革を強力に推進し、長期間にわたり業績の低迷に苦しんだ日産を、驚異的なV字回復軌道に導いた。

2000年3月決算では6,844億円もの巨額の最終連結赤字を余儀なくされた日産自動車が、その翌年の2001年3月決算では、何と3,311億円もの連結黒字を達成したのである。その後日産自動車は、5千億円前後の連結純利益を経常的に出すようになり、現在に到る。まさに目の覚めるような驚異的V字回復であり、日本の経営者の誰もがなしえなかった日産自動車のV字回復を、青い目をしたカルロス・ゴーンがわずか1年でやってのけたのである。カルロス・ゴーンの業績は「ゴーン革命」といわれるごとく、まことに比類ない。

カルロス・ゴーンの経営者としての業績に異論はないが、それにしても日産自動車の2000年3月期と2001年3月期の業績の変貌には驚嘆する。2000年3月期の6,844億円の赤字が、2001年3月期には3,311億円の黒字になったというのであるから、この1年間の業績の変化額は何と1兆円を上回る。日産自動車の2001年3月期の連結売上高は6兆円に過ぎないのである。事実とすれば、カルロス・ゴーンは年間売上高の16%にも上る1兆円の純利益をたった一人で叩き出したに等しい。

ここで日産自動車がルノーとの資本提携に踏み切り、カルロス・ゴーンが日産のCOOに就任したのが1999年3月であることに留意する必要がある。ゴーンはルノーの全権代表として日産に乗り込んできたのであり、翌2000年にはさらに社長兼COOの地位についている。すなわち、V字回復の基となる2000年3月期決算を組んだのは実質的にはカルロス・ゴーンだったのであり、そしてV字回復をしたとする2001年3月期決算もまた、名実共にカルロス・ゴーンの経営の元で組まれている。

カルロス・ゴーンとしては当初より短期でのV字回復を公言していたのであり、また有無を言わせないほどの明らかなV字回復でもして見せない事には、誰も当時の日産自動車の将来など信用してくれなかった。ルノーは、すべての国内資本が日産への救済的資本投入を拒絶した後、外資として最後に登場している。全ての日本の投資家が日産自動車の経営破綻を不可避と考えていたのである。当時の日産自動車は泥舟と言われ、そこに再建資金を投入するくらいなら、太平洋にその金をばら撒いたほうがましとまで言われていたのである。日産自動車はそれほどひどい業績だった。

カルロス・ゴーンとすれば、日産の将来を信じてくれる人がいなければ、誰も再建のために骨を折ってくれる人などいないのであり、再建計画そのものが達成できないのであるから、嘘でも良いから V 字回復を見せ付ける必要があったはずである。ここでゴーンが本当に V 字回復なるものをして見せれば、従業員や株主あるいは取引先が日産は何とかなると思ひ始め、そのことにより日産の将来が担保されるのであるから、嘘かもしれない V 字回復は本当になってしまうのである。これを古来日本では、嘘から出た真、あるいは瓢箪から駒と言ひ表している。

現在では、2000年3月期においてカルロス・ゴーンが行なった決算は、過度なまでに資産の評価損や負債の引当を計上したものであり、逆粉飾に近いものであったことが判明している。すなわち2001年3月期の V 字回復を演出するために、カルロス・ゴーンが2000年3月期を逆粉飾したことは、半ば公然の秘密なのである。当時の日産自動車は泥舟といわれていたのであるから、2000年3月期の赤字額が3千億円であろうが6千億円であろうがたいした変わりはない。そうであれば2000年3月期の赤字額を3千億円逆粉飾しておけば、仮に2001年3月期において収支均衡点までの業績改善を達成すれば、2000年3月期に計上した不必要な評価損や引当金は2001年3月期に戻し入れられ、2001年3月期には3000億円という巨額の黒字を達成できることになる。すなわち V 字回復を演出できるのである。ここで言う公然の秘密とは、カルロス・ゴーンの V 字回復の魔法の種が2000年3月期の逆粉飾にあるというものである。

今となつては日産自動車の2000年3月期の決算を検証して、それが逆粉飾かどうかを暴き立てる事は実際的ではないし、それ以上に意味がない。なぜならこの手の逆粉飾は、経営再建に乗り出した新資本の経営の元では多かれ少なかれ常態的に行なわれているのであり、社会はそれを許容しているからである。現にカルロス・ゴーンの逆粉飾の実態が少なからず判明した現在においても、カルロス・ゴーンの V 字回復は依然として賞賛の対象としての輝きを失っておらず、誰も2000年3月期の逆粉飾を捉えてその反社会性を糾弾することはない。

3. 粉飾の社会的許容度

この事から我々は、粉飾決算に対する社会的許容度は、利益操作の絶対額に反比例するものではないという現実を知ることができる。同じ1千億円の利益操作を行なう場合でも、500億円の赤字額を500億円の黒字として表示すれば、社会はこれを許さないが、500億円の赤字を1, 500億円の赤字とする場合は、その決算は社会的許容を得る可能性が高い。すなわち、粉飾はその方向性が重要なのであり、逆粉飾に対する社会的許容度は比較的高いという結論を得ることができる。本来狭義の粉飾も逆粉飾も、利益操作とい

うことについては同じ構造を有しているにもかかわらず、狭義の粉飾のみが一方的に問題とされる理由がここにある。

逆粉飾に対する社会的許容度が高いことを論証したが、だからといってすべての逆粉飾が社会的に容認されるわけではない。前述の事例において、本来500億円の黒字であるものを500億円の赤字として逆粉飾した場合はどうであろうか？この場合、経営者の逆粉飾の動機に関わらず、社会はこの決算を強く糾弾する。なぜなら黒字会社と赤字会社の違いは、その財務諸表利用者の意思決定に決定的な違いをもたらしてしまうからである。

この事例において、500億円の黒字会社であれば貸付を行なったかもしれない金融機関は、赤字決算を見て融資を引き上げたかもしれない。本当は黒字だったのであるから、虚偽の決算書の結果、この金融機関は貸付機会を失ったことになるのであり、要するに騙されたのである。株価、与信行為、入札要件等のさまざまな経済的意思決定は、会社の赤字・黒字という一点を大きな指標として行なわれているのであり、決算の赤黒は利害関係者の意思決定の重要な判断基準となっている。その赤黒を反対方向にしてしまう粉飾は、たとえそれが逆粉飾であるとしても、これを社会が許容することはない。利害関係者の財務諸表による意思決定は、当期純損益レベルだけではなく、営業損益、経常損益といった区分損益も重視される。また、損益に限らず、純資産や営業キャッシュフローといった主要財務指標が重視されることもある。損益・純資産・キャッシュフローといった主要財務指標の赤黒を逆転させる粉飾に対しては、社会はその方向性に関わらず、極めて厳格である。

日産自動車のカルロス・ゴーンの事例を見ても分かるように、社会は利益操作の意図を問題とする。社会は、カルロス・ゴーンの逆粉飾が日産の経営再建目的で行なわれたと判断したのであり、その利益操作の意図として良質の経営意思を認定している。これに対して、例えばカルロス・ゴーンが日産自動車の買収交渉のために派遣され、買収圧力をかけることにより決算内容を逆粉飾させ、不当に低い買収価格を実現したとすればどうであろうか？少なくとも2000年3月期の日産自動車の超保守的な決算は粉飾として問題視されたに違いないのであり、場合によっては、カルロス・ゴーンは有価証券報告書虚偽記載罪を問われていてもおかしくない。粉飾の社会的許容度は、経営者の粉飾の意図に大きく左右されるのである。

そしてもちろんのこと、粉飾決算においてはその粉飾の重要性が問題とされる。財務諸表に一定量の不正・誤謬が不可避である以上、社会が粉飾として問題とするのは、あくまでも重要性のある不正・誤謬に限定される。ここで重要性とは、利害関係者の意思決定に影響を与える程度の重要度を言うが、この重要性には質的重要性と量的重要性があることに注意しなければならない。ここで量的重要性は、金額的重要性を言い、粉飾の絶対額のこ

とである。これに対して質的重要性とは、粉飾の悪質性を言うのであり、粉飾の常習性や犯罪性が質的重要性に該当する。同じ10億円の利益操作であっても、10億円の資産の評価損の未計上と10億円の簿外債務では質的重要性が違う。簿外債務の存在は、本来簿外債務を防止すべき内部統制の機能不全を疑わせるし、仮に内部統制が機能していたとすれば、経営の確信的な犯意を疑わせる。すなわち資産の評価損の未計上に比較して、簿外債務は、質的重要性はるかに高いのである。

このように分析してみると、粉飾の社会的許容度は、財務諸表に劣らずアートの側面を有していることが分かる。しかも、粉飾決算とは要するに不正決算のうち社会的に許容されないものを言うのであるから、その定義は時代の変遷とともに移り変わっていく。要するに、現在の粉飾決算は、質的及び量的重要性のある不正決算のうち、経営者の不正な意図に基づき、財務諸表の読者の意思決定に重要な影響を与えるものを言うのであり、逆粉飾方向には比較的緩やかで、主要経営指標の赤黒に極めて厳格な形状を有したものである。純粋会計理論上、現在の粉飾決算は、まことに歪な形状を有しているのである。

4. 粉飾決算の動機

現代の企業経営者は、常態的に強い粉飾決算の誘惑にさらされている。上場会社であれば日々変動する株価は経営評価であると同時に、当該会社の資金調達力に直接・間接に大きな影響を与える。株価はさまざまな市場原理に基づいて形成されるが、なんといっても株価は利益の奴隷なのであり、業績さえ良ければ必ず株は上がる。反対にどんな市場環境の良きときであっても、利益が出なければ株は下がるのであり、株が下がれば経営にとって良いことなど一つもない。要するに上場会社の経営は、常に株価と言う直接的・具体的な数値評価に基づき好業績を上げるべく圧力を受け続けているのである。このような証券市場からの継続的な圧力の中で、できる範囲で大きな利益を計上したいと経営者が考えるのは、極めて自然なことであろう。この願望は、同じ黒字であれば増収・増益に、また、赤字であれば何としても黒字にしたいという熱望へとエスカレートする。なぜなら、許容範囲内の利益の増額に比較して、増収・増益のほうが、さらには赤字から黒字のほうが、はるかに株価インパクトが高いからである。反対に減収・減益、さらには赤字無配転落となった場合には、株価は見るも無残に暴落してしまう。

決算で黒字を出したいという願望は、銀行対策上も強く醸成される。当然といえば当然のことではあるが、よほど市場性のある優良不動産等の担保でもない限り、赤字会社には銀行が金を貸したがる。どんなふざけた銀行でも、与信先企業が黒字会社であるかどうかは重要な与信審査項目となっている。しかし、銀行からの借入ができなければ、会社そのものが資金に行き詰まり倒産してしまうかもしれないのである。倒産するか粉飾するか

の二者択一を迫られた経営者で、自主的に前者を選択する経営者など変人としか言いようがなく、実務上はまずありえない。銀行対策上の粉飾決算の動機は、上場・非上場に関わらず、全ての経営に普遍的に偏在する。

粉飾の動機は官庁を中心とする入札条件によっても形成される。民間企業が公共事業等の入札に参加するためには、当然のことながら入札条件を満たさなければならない。そしてこの入札条件には必ず黒字会社であることが最低要件とされており、入札に当たっては直近の決算書の添付が求められている。官庁とすれば赤字会社に公共事業を発注して、事業の遂行途中で倒産でもされたらたまらない。倒産に到らなくとも、納税者の公的資金を投入して公共事業を発注する以上、発注先企業は優良納税企業であるのは当然なのであり、その中で国あるいは地方公共団体が税金を払わない赤字会社に発注するなどということにでもなれば、納税者から大きな批判を浴びる可能性がある。ところが一方の民間会社は、公共事業を受注できなければ、仕事がないのであるから、それこそ赤字が拡大して倒産しかねない。すなわち黒字でなければ公共事業の入札に参加できないが、入札して受注すれば黒字にすることができるのである。これまた倒産するか粉飾するかの二者択一を迫られているのであり、この中で自主的に適正な決算を組んで倒産を選択する経営者など見たことがない。入札条件を理由とする粉飾決算の動機もまた、上場・非上場に関わらず、全ての経営に普遍的に偏在する。

以上、証券市場要因、銀行与信要因、官庁入札要因という3つの粉飾決算の動機を分析したが、これらの実利的な粉飾動機に加えて、さらに決算は経営者並びに経営体そのものに対する評価にも影響する。赤字決算で評価される経営者や経営体などありえない。まことに経営者の粉飾の動機は強く、適正な決算を組む事は、言うに易く行ない難いものなのである。

5. 粉飾の利害得失

経営者の粉飾に対する動機は、潜在的に常に強くあることが分かった。しかし、一方で粉飾ほど割りのあわない犯罪もない。一般に、偽札作りは労多くしてその見返りが薄いと言われるが、粉飾決算も偽札作りに負けず劣らず割に合わない。なぜなら、粉飾はその実行コストが極めて割高であると同時に、一旦手を染めると強い習慣性を持ち、粉飾額が累積的に増加する傾向があるからである。累積粉飾は、司直による摘発の可能性が極めて高い。

もとより粉飾とは利益の過大計上に他ならないのであるから、その会計上の原理は2つのパターン以外にはない。収益を過大計上するか、あるいは費用の過小計上を行なうのである。この結果、複式簿記の原理に基づき、収益の過大計上の場合には資産の過大計上が、

そして、費用の過小計上の場合には負債の過小計上もたらされる。すなわち、粉飾原理は、

(1) 利益の過大計上→収益の過大計上→資産の過大計上

(2) 利益の過大計上→費用の過小計上→負債の過小計上

という2つのパターン、あるいはその組み合わせ以外にはありえないのである。

この事から、我々は、粉飾決算は、損益計算書上の利益の過大計上を通じて、その粉飾額が必ず貸借対照表における過大資産あるいは過小負債として残留するという原理を確認することができる。ここで、会計学上の定義に従って、過大資産並びに過小負債は将来の費用の塊、すなわち損失である。すなわち、粉飾決算は貸借対照表の過大資産あるいは過小負債を通じて、損失を先送りしているに過ぎないのであり、その損失はいずれ将来の期間において決済を迫られるのである。

ある決算期において10億円の粉飾を行なうと、その10億円は、過大資産あるいは過小負債として貸借対照表に残留する。貸借対照表における残留粉飾額は、翌期以降に決済され、損益計算書において損失として認識されなければならない。従って翌期に10億円を超える利益が計上できない場合、本件粉飾企業は粉飾構造から離脱することができないのである。多くの粉飾会社は、今期さえ粉飾で乗り切れば、翌期には大きな利益が見込め粉飾から離脱できるという楽観的観測の元で粉飾に手を染めるのであるが、現実には経営者の楽観的観測どおりに利益が出ることはない。翌期に大きな利益のないままに事態を放置すれば、前期で粉飾した10億円が損失として処理されるのであるから、翌期が収支トントンであるとしても実際には10億円の赤字決算となってしまう。そこで、翌期も黒字を確保しようとするれば、翌期においてはさらに10億円以上の粉飾を行なわざるを得ない。このようにして粉飾は、一旦これに手を染めると、翌期以降に一発逆転の大黒字が出ない限り、年々累積的に膨らんでいくという構造を内蔵している。一旦粉飾に手を染めると、粉飾は麻薬の如き強い習慣性を発揮するのである。

日本の企業は、太平洋戦争終結以降1980年代まで、右肩上がりの強い成長経済の下で経済活動を行なっていたのであり、この中で循環的に発生する不景気の谷は、在庫調整等のための一定期間の経過後に、必ず次の景気の上昇局面がやってきて吸収されるのが常であった。しかもこの成長経済型景気循環の恩恵は、官僚主導による護送船団方式により、全産業・全企業に及ぶものであった。

粉飾決算は、右肩上がりの強い成長経済の下での景気循環において、理論上唯一、その上がり目を持つ。このような経済の下で、不景気に赤字になって粉飾を行なったとしても、次の景気上昇期には、未曾有の好景気が必ずやってきて大きな利益が出るに決まっている。

不景気の粉飾決算は、成長経済における景気循環により解消することが可能だったのである。

バブル経済の崩壊した1990年以降の日本経済は成熟型のデフレ経済である。そこでは全産業・全企業を巻き込む護送船団方式による経済政策などとりうる余地もないのであり、当然のことながら勝ち組企業と負け組み企業が市場原理により選別されていく。強い企業はより強くなり、弱い企業は市場原理により淘汰されていくのである。すなわち、不景気の粉飾が次の景気上昇局面で解消されるという粉飾決算の上がり目は、護送船団方式での成長経済が終了した1990年を境として、日本では、その経済構造上なくなっている。

だから日本では、1989年以前において、粉飾決算が刑事事件として摘発された事例が極めて少ないのである。何も日本の経営者が、バブル経済を契機として突然人格的に変質し、急に粉飾決算に手を染めるようになったわけではないであろう。粉飾決算が人の営みである以上、粉飾決算は今も昔も一定確率で行なわれているに決まっている。ところが1989年以前の粉飾決算は、ある年に粉飾が行なわれたとしても、その数年後には景気循環の上昇局面がやってきて、その企業は粉飾構造から離脱してしまっているのである。すなわち、捜査当局が粉飾にコブシを振り上げたとしても、その粉飾を捜査して摘発するころには、粉飾の跡形はなくなってしまっており、その会社は本当に優良会社になっているのである。これでは捜査当局が粉飾を摘発する事はできないし、民事不介入の原則の下で、粉飾を摘発する意味さえない。しかし、時代は変わった。粉飾決算が成長経済下の景気循環による上がり目を失っている以上、そこでの粉飾は真に反社会的犯罪性を持つに到っているのである。

粉飾は一方で極めて高コストでもある。粉飾をするからには架空利益を計上することになるのであるが、何と、そこでの架空利益には税金がかかるのである。日本の税法は確定決算主義を採っている。確定決算で出た利益は、税務上の加算減算の修正計算を行なうことにより課税所得に置き換えられ、それに税率を適用して納税額が決定される。さて、粉飾決算とは、確定決算の利益額を過大に計上して確定させてしまうのであるから、そこでの粉飾額には当然に課税されてしまうのである。東京都に本店を置く企業の法人実効税率は42%である。従って、この法人が10億円の粉飾を行なうとすると、4億2千万円の税金を支払わなくてはならない。

もとより粉飾決算は利益が出ない企業が架空の利益を計上するものである。利益が出ない企業は当然のことながら金もない。利益も金もない企業が、架空利益を計上して、その架空利益には42%の税金がかかる。粉飾企業は、何とこの税金を、借金をして支払っているのである。粉飾企業も粉飾に手を染める段階では、その粉飾には税金支払義務があると

いう、当たり前のことを考えていない節がある。しかも粉飾は強い習慣性を持つ。粉飾に手を染める企業は、毎年毎年粉飾額を累積的に増やしていくのが一般的なのであり、ということは、毎年毎年出てもいない架空利益に対して、税金だけは支払い続けていかなければならない。粉飾の納税負担は莫大なものとならざるを得ず、まことに粉飾決算は高コストなのである。粉飾を未来永劫継続する事は、キャッシュフロー上不可能である。

粉飾決算の上がり目（エグジット）は薄い。粉飾決算は、納税負担を伴い高コストでもある。刑事事件化して司法制裁を受ける可能性もある。粉飾決算は、とてもではないが犯罪としての割に合わないのであるが、粉飾決算の最大の害悪は、このような外形的な問題以前に、当該企業の内部管理体制に与える深刻な悪影響にもある。粉飾決算を継続すると、企業の内部管理体制は根源から崩壊してしまう。粉飾が貸借対照表に残留し、翌期以降の損益にマイナスの影響を与えることを論証したが、従って粉飾企業は翌期においても前期以上の粉飾を行なわざるを得ない。粉飾が常態化した企業の財務諸表には、過年度における大小プラスマイナスさまざまな架空損益が混在し、訳が分からなくなってしまうのである。

粉飾企業の決算書を見ても、それは粉飾なのであるから、そこでの利益が当てにならないのは当然なのであるが、それではということで本当の損益を出そうとしても、もはや粉飾細胞があちこちに移転してしまっていて、とてもではないけれど、粉飾細胞なき純粹の損益への修正などできなくなってしまうのである。その粉飾を行なった経営者自身、本当はその会社が儲かっているのか、儲かっていないのか、どの部門が儲かり、どこに損失の原因があるのか、全く分からなくなってしまう。粉飾の癌細胞が全身に移転して、企業体としての経営管理機能を破壊してしまったのである。これこそが粉飾の末期的現象である。

6. 金融・IT型粉飾

1990年のバブル経済の崩壊の結果、日本の伝統的な粉飾決算は景気循環による上がり目を失ってしまった。ここで伝統的粉飾決算の手口は、そのほとんどが架空売上と架空在庫を利用したものである。前項で指摘したように、粉飾の会計上の原理は収益の過大計上と費用の過小計上にある。そして収益の過大計上あるいは費用の過小計上は、複式簿記の原理に基づき、資産の過大計上あるいは負債の過小計上をもたらす。そこで粉飾をしようとする場合は、粉飾利益を計上する損益計算書側から考えるのではなく、粉飾の残留する貸借対照表側より粉飾手法の陰謀をめぐらせる必要がある。貸借対照表の中で、どの資産・負債項目をごまかせばよいかと考えるのである。

伝統的企業の場合、貸借対照表上の全資産・負債項目中、棚卸資産と売掛金は圧倒的な金

額の重要性を持っている。棚卸資産と売掛金の2項目だけで、全資産の6割程度を占めるというのが伝統的企業の標準的な姿なのであり、これに土地や建物といった有形固定資産を加えれば、上位3項目の貸借対照表占有率は7-8割にまで跳ね上がる。棚卸資産と売掛金および有形固定資産を除く全ての資産・負債項目は、たとえどのような事業形態であっても、それ単独で貸借対照表における金額的重要性を持つことなどまずない。しかも棚卸資産と売掛金は、それが貸借対照表に表示されるときには極めて大きな金額とはなるものの、その科目を構成する個々の在庫品や債権は膨大な件数に上るのが普通なのであり、従って粉飾を隠すには極めて好都合なのである。巨額の粉飾を行おうとする伝統的企業にとってみれば、その粉飾を隠すのは棚卸資産か売掛金しか見当たらないのであり、従って、棚卸資産と売掛金は粉飾決算の保守本流である。山陽特殊鋼や日本熱学といった古典的粉飾事例においては、棚卸資産と売掛金がことごとく粉飾の材料とされている。

言うまでもないことであるが、架空売上を行えば架空売掛金が計上されるのであり、従って、架空売上は売掛金を適切に監査することにより発見される。売上原価や費用を隠蔽すれば、その隠蔽金額は資産計上せざるを得ないのであり、このような隠蔽を可能ならしめるのは棚卸資産以外にはない。しかし、棚卸資産に隠蔽された費用額は何らの資産性を持ち得ないのであるから架空資産なのであり、この場合は架空在庫となる。架空在庫は棚卸資産を適切に監査することにより発見される。

つまり架空売上や架空在庫を利用した伝統的粉飾は、それがあまりにも古典的であるために、その発見のための監査手法が既に研究し尽くされており、普通の会計監査が行なわれている限りその発見は十分可能なのである。従って、現在摘発されている架空売上・架空在庫を利用した古典的粉飾決算では、普通の会計監査が行なわれていない。そこでは会計監査の意図的な手抜きが行なわれているのであり、手抜きを行なわざるを得ない関係が、粉飾企業と会計監査人との間に成立していることが多い。従って、伝統的粉飾決算が発見されれば、会計監査人は当該粉飾企業との共謀を認定される可能性が極めて高いのである。

さて、それでも伝統的粉飾決算が途絶えることがないのは近時の新聞報道の通りであるが、ここ数年来、伝統的な粉飾決算とは異質の金融IT型粉飾手法とでも呼ぶべき新種の粉飾が多発するようになったため、その研究が急がれる。金融IT型粉飾では、基本的に架空売上や架空在庫はその粉飾の主たる材料とはならない。金融IT型粉飾では(1)連結決算(2)自社株(3)金融工学が粉飾の主たるツールとされており、その粉飾の手口は次の通りである。

(1) 連結決算を利用した粉飾事例

連結決算を利用した粉飾では、損失を支配下の関係会社に移転させ、その関係会社を連結除外することにより、本来計上すべき損失を連結決算外に除外する手法がとられる。この結果、親会社の巨額の損失は、親会社の連結並びに個別財務諸表からは跡形もなく消えてしまう。親会社の損失を連結外の関係会社に飛ばすためには、関係会社間取引価格に損失額を忍ばせて連結外に飛ばす必要があり、従って、連結外しによる粉飾決算では、常に正常ではない関係会社取引が行なわれている。(山一証券粉飾決算事件、カネボウ粉飾決算事件、日本長期信用銀行粉飾決算事件、日本債券信用銀行粉飾決算事件) 関係会社間で損益取引を行ない、利益の出た関係会社だけ連結して、損失の出た関係会社は連結除外とする方法が取られることもある。(日興コーディアル粉飾決算事件)

連結除外を行ってでも収益体質を粉飾する必要のある企業は、もとより将来収益が不確かなのであり、従って、将来の課税所得を前提とする税効果資産は、理論上その資産性を持たないはずであるが、連結粉飾の事例ではほぼ例外なく税効果資産が計上されている。連結除外で収益体質を偽装したのであるから、将来の課税所得があることになってしまったからである。企業会計原則では、収益体質であれば税効果資産が計上できる。つまり、連結除外による粉飾を行うと、「おまけ」として、税効果資産による粉飾がもれなく付いてくるのである。

税効果資産による粉飾とは、将来収益を楽観的に見積もることにより、過大な税効果資産を計上して架空利益を確保する手法である。(日本長期信用銀行粉飾決算事件、日本債券信用銀行粉飾決算事件、りそな銀行事件) もとより税効果資産とは、将来の節税効果を資産計上したものに他ならないのであり、税務上の赤字を計上すれば必然的に潜在的な税効果資産が発生する。税務上の欠損は将来の課税所得と相殺することができ、将来の納税額を少なくすることができるからである。従って、税効果資産が実現できるかどうかは、十分な課税所得が将来上がるかどうかにかかっているものであり、十分な将来の課税所得の存在が税効果資産の計上要件とされている。粉飾企業は本来赤字企業なのであるから潜在的な税効果資産は常に大きいものの、その将来収益は不確実で、したがって税効果資産の計上要件を満たしていない。そこでもっともらしい事業計画を作成して将来の利益計画を捏造するのである。連結粉飾企業が連結除外を行うと、利益計画の捏造も行なわなくてはならない。

(2) 自社株を利用した粉飾事例

自社株を利用した粉飾決算では、I R (投資家向け広報活動) により自社株の株価の上昇を図り、その自社株を売り抜けた利益を還流させて利益計上を行なう (ライブドア粉飾決算事件)。企業会計原則上、自社株の売買損益は本来資本取引であり、売却益が出たとして

も損益計算書に利益として計上することができない。そこで、自社株売却益が第三者による一般株式の売却益であるとして偽装する。自分の自社株売買を、第三者による一般株式の売買として偽装するためには、SPC、投資事業組合、信託勘定、匿名組合といった匿名性投資勘定が利用される。匿名性投資勘定は、それ自体が経済行為の実行主体であるものの、その経済効果は匿名性投資勘定の投資家に帰属する。匿名性投資勘定においては、経済行為の実行主体とその経済効果の帰属主体が分離されるのであり、しかも、匿名性投資勘定への投資家名は開示義務がない。すなわち、匿名性投資勘定の匿名性を利用して、本来自分が自社株を売買しているにもかかわらず、匿名性投資勘定という第三者が一般株式である自社株を売買して利益が出たかのように第三者性を偽装するのである。このようにして計上された利益は、もっともらしい名目をつけて、投資家である自社に還流される。本来資本取引で利益とはならない自社株売買益が、匿名性投資勘定を迂回することにより、損益計算書に投資収益として堂々と計上することができることになる。

(3) 金融工学（デリバティブ）を利用した粉飾事例

金融工学を利用した粉飾とは、金融工学による資産・負債評価を意図的に行い、金融資産の過大計上あるいは金融負債の過小計上を行なうものである。（日興コーディアル粉飾決算事件、NOVA粉飾決算事件）世界的な時価会計の流れに即して、日本でも平成12年4月1日以降開始する事業年度から、金融商品会計基準が導入されている。金融商品会計基準では、デリバティブを含む金融商品一般に時価会計が取り入れられ、ディーリング目的の金融商品の時価による評価損益は、損益計上されることになった。

そこで時価が問題とされるのであるが、金融商品会計基準では、取引所等で成立した市場価格だけではなく、キャッシュフローディスカウント方式による現在価値割引価値及びプライシング・モデルによる理論値価格もまた時価として認められている。キャッシュフローディスカウントやプライシング・モデルは、金融工学理論による市場価値の推定計算なのであり、その計算には多くの数理的仮定計算を含んでいる。金融工学理論による仮定値の微小な変動は、評価額全体に大きな影響を及ぼすという特質を有する。従って、巨額の金融資産あるいは金融負債を有する企業においては、金融工学による資産・負債評価を行なうに際して、仮定値をほんのわずかに楽観的あるいは悲観的にすることにより、巨額の評価損益を意図的に作り上げることができるのである。

想起すれば、架空売上や架空在庫による伝統的な粉飾決算は、まだしも犯罪としての可愛げがあった。伝統的粉飾決算の場合には、胸のすくような粉飾現場の差し押さえが可能だったのである。監査人や捜査機関は、伝統的粉飾企業に行き、夥しい不良在庫の山を発見したり、あるいは得意先への確認状や反面調査によって架空売掛金を発見することができ

た。そして粉飾の現場を押さえられた粉飾決算企業の経営者は、その動かぬ証拠を前にして、

「申し訳ありませんでした…。」

などと言って、見事にうなだれてくれたのである。金融・IT型粉飾の場合はそうは行かない。

金融・IT型の粉飾決算のツールは、連結・税効果・自社株・匿名性投資勘定・金融工学である。仮に監査人や捜査機関が金融・IT型粉飾の疑いを抱き、その疑惑を経営者に問い質したとしても、経営者は可愛げもなく何がしかの抗弁をする。飛ばしによる連結除外を問題としても、当該連結除外に付き尤もらしい理屈を言い立てるのであり、匿名性投資勘定による自社株売却益の還流を問題としても、匿名性投資勘定の第三者性を主張するはずである。事実として正当な理由による関係会社の連結除外や、事実として第三者性のある投資事業組合による自社株売却益もあるのである。彼らは企業会計原則を熟知しており、その上で企業会計原則を逆手に取るような粉飾を行っているのであり、見事なまでの知能犯なのである。

金融・IT型粉飾では、企業会計原則の隙間をつくような理論構成により粉飾が成り立っているのであるから、企業会計原則に忠実な財務分析にはきわめて脆弱な構造を有している。たとえどのような技巧を凝らした金融・IT型粉飾であろうが、それが技巧を凝らしていればいるほど、企業会計原則に忠実な高度の財務分析により発見可能である。伝統的粉飾は、棚卸資産や売掛金といった実物資産の偽装工作であることから、实地棚卸や確認状あるいは反面調査といった腕力が有効である。これに対して金融・IT型粉飾は理屈の世界の粉飾であるため、企業会計原則による純粋会計理論で粉砕するしかない。従って、粉飾決算を摘発する捜査機関には、金融・IT型粉飾を行う企業以上の深い会計的素養と豊富な会計知識が求められる。知能犯の摘発には知能犯以上の知能が必要なのである。伝統的粉飾は正規の会計監査に弱く、金融・IT型粉飾は高度財務分析に弱い。金融・IT型粉飾に対抗可能な財務分析技術の高度化が望まれる。

2008年2月24日 公認会計士 細野祐二

(注1) 金融商品取引法第197条第1項。5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金。

(注2) 会社法第964条第1項。5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金。

(注3) 刑法第246条第1項。10年以下の懲役。

(注4) 起訴事実によれば、ライブドアは2004年9月期の連結決算において、関係会社売上15億8千万円や自社株売却益37億6千万円の不当計上により、3

億1千万円の経常赤字を50億3千万円の経常黒字として計上したとされている。粉飾規模は53億円ということになるが、驚くべきことにこの粉飾額53億円は全て実現利益である。たしかにこの53億円の利益計上は現行企業会計原則上認められず、粉飾であることに異論はないが、何とこの粉飾利益は自社株売却益を原資として現金決済されているのであり、従ってライブドアは何も架空利益を計上したわけではないのである。ライブドアの粉飾は、粉飾の中でも比較的悪質性が薄い。

(注5) 2007年1月30日付で発表された日興コーディアル・グループ特別調査委員会による調査報告書によれば、日興コーディアル・グループの平成17年3月期の連結決算における粉飾額は147億円であり、平成18年3月期の連結決算における粉飾は167億円である。粉飾総額は314億円ということになる。しかもこの粉飾は、SPCを介在したイカサマEB債を関係会社間で発行させ、片方の評価益だけを連結決算で取り込みながら、もう一方の評価損は連結除外を行なって計上しないという巧妙なものである。すなわち全くの紙の上だけの決済されない架空利益が、EB債の評価・SPCの連結除外といったデリバティブ手法を駆使して行なわれたのであり、その悪質性は日本の粉飾決算史上比類ない。